

第16回 定例総会議事録

1. 日 時	令和4年7月11日（月）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝末野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
なし	
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第16回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝末野会長からご挨拶をお願いいたします。
	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第16回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	<p>それでは、議事録署名委員に5番 得丸委員さん、11番 脇委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p>
議長	<p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において花卉及びネギを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、管理機、パーカー、フォークリフトを各1台、草刈機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は九重町での面積を併せて約91a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立河原内保育所より北西へ約1.9 kmの距離に位置した農地であり、現地は露地野菜やウメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜や果樹を栽培予定です。農機具は耕運機を2台所有しています。なお、</p>

	<p>契約成立後の経営面積は約34a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議機での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東へ約300mの距離に位置した市街化区域内農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてサツマイモを栽培予定です。農機具はトラクター、畝立て機、収穫機、マルチ回収機、つる切機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約238a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3ページ 3番は、15ページ第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議 2番と関連がありますので、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。</p>

9番齊木委員	<p>まず3ページから報告します。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より北西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではキササゲ、ミカン、ブルーベリーを栽培予定です。農機具は、耕運機、油圧ショベルを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分とあわせて約40a となります。</p> <p>次に15ページ2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より北西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地ではサンショウを栽培します。農機具は、耕運機、油圧ショベルを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は、3条同時申請分とあわせて約40a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ 4番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より北西へ約1.3 k mの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。なお、申請地は空き家に付属した農地として指定済みです。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の1筆はタマネギ、トマト、ナス、1筆は水稻、1筆はカキを栽培予定です。農機具は耕運機</p>

	を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6a となります。地区審会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4ページ 5番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番齊木委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北東へ約600mから900mの距離に点在した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜、果物、カボスを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約171a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ5ページ 6番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南へ約300mの距離に位置した農地であり、現地はウメ、キウイ、ミカン等が栽培されていました。

	<p>譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてウメ、キウイ、ミカン等を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機を各1台所有、田植機、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約44a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、大在地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番阿部委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立大在西小学校より南へ約1.3 k mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は耕運機、動力噴霧器を各1台、草刈機を3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約54a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南に約300mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において苗を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約58a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ7ページ 3番は、16ページ 第2号議案 利用権設定 2番と関連がありますので、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。</p>
3番大野委員	<p>まず7ページ 3番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市中学校より南西に約950mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではミカン、ビワを栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、田植機を各1台所有、コンバインを1台借用しています。契約成立後の経営面積は、利用権同時申請分を併せて約30a となります。</p> <p>次に16ページ 2番です。申請地は、大分市立坂ノ市中学校より南西へ約950mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、草刈機、田植機を各1台所有、コンバインを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は3条同時申請分を併せて約30a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約1.7km以内に点在した農地であり、現地の1筆はイチゴハウス、1筆は水稻、1筆はキュウリ、1筆はサツマイモが栽培され、その他の農地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻やイチゴ、ネギ、トウガラシ等の野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機、動力噴霧器を各2台、管理機を1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約75a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ9ページ 2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約700mの距離に位</p>

	<p>置した農地であり、現地はカボチャ、ズッキーニが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人であり、申請地においてカボチャを栽培予定です。農機具はトラクターを4台、動力噴霧器を3台、移植機、管理機を各2台、ホイールローダー、コンボ、播種機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約192a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より南東へ約670mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は噴霧器を2台、トラクター、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約45a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ10ページ 農地転用事業計画変更申請 1番について審議しま

	<p>す。野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの南西約360mに位置する農地であり、現地は既に建築条件付売買予定地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、農地法第5条許可（令和2年12月21日付）取得した転用目的に変更が生じたため、計画変更するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね500m以内の区域内にある農地であるため、第2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ11ページ 農地法第5条許可申請 一時転用 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校の東約630mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、土木工事の施工業等を営む法人が大南地区スポーツ施設防災工事施工のため、工事用道路及び資材置場をして利用するものであり、利用後は速やかに農地に復元し、1筆は一枚の田に農地造成する計画です。農地区分です。申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため、農用地区域内にある農地に該当します。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ12ページ 農地法第5条許可申請の再審議 1番について、これは「不許可相当」とした意見について、申請者の是正状況を踏まえ大分市長から再審議を依頼されたものです。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>先月の第15回定例総会において不許可相当とした案件になります。転用者が以前に転用許可を受けた案件で申請内容と異なる用途で転用をしており、無断転用に該当し信用について許可基準に合致しないことから、農業委員会として不許可相当との意見書を付して大分市長に送付したところです。</p> <p>その後、担当課である大分市農政課が大分県とも取扱いについて協議を行ったうえで、大分市長から、今定例総会の議案書10ページのとおり計画変更承認の申請がなされ無断転用状態が是正される状況を踏まえて再審議をいただきたいとの依頼があったことから、議案として上程したものです。</p> <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの東約500mの距離に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、宅地建物取引業者等を営む法人が建売住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、野津原市民センターからおおむね500m以内の区域にある農地であるため、第2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地転用事業計画変更申請は承認相当、第5条許可申請及び再審議の案件は許可相当とします。 次に、13ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番協委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院より北へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はカボチャ、サツマイモ、サトイモが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺り機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約101aとなります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ 2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、七瀬川自然公園より西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、田植機、コンバイン、軽トラックを各2台、2tトラックを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約294aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ 14ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地はカボチャが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではカボチャ、ジャガイモを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、管理機を各2台、防除機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は、利用権同時申請分と併せて約70aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、15ページ 2番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、16ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は水稻が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定権経営面積は約66a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、2番は第1号議案に関連して報告をいただいていますので、17ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番筒井委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より南東へ約950mの距離に点

	<p>在した農地であり、現地の1筆はキュウリ、2筆はピーマンが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地においてキュウリ、ピーマンを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、管理機を各2台、防除機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約70a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。配分先は所有者の息子さんが経営する法人です。現地調査報告です。申請地は、岡倉地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地では水稻、麦、大豆を栽培予定です。契約成立後</p>

の経営面積は約713a となります。

次は19ページ 2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、湛水地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、飼料用作物を栽培する農業者で、申請地では水稲、飼料用作物を栽培予定です。契約成立後の経営面積は約44a となります。

次に20ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は楠木生地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地では、露地野菜の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約819a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、辻地区に位置した農地であり、現地はタカナ、ダイコン、カボチャ等が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜や米を栽培する認定農業者で、申請地ではタカナ、ダイコン、カボチャ等の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,007a となります。

次は21ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。申請地は、41ページに農地法第18条6項通知でこれまでの賃借人との合意解約が出ており、解約後の申請となっています。現地調査報告です。備後地区に位置した農地であり、現地はハウスが建っていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先はニラを栽培する認定農業者で、申請地ではニラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は同時申請分を併せて約134a となります。

続いて22ページから24ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上久所地区、延

	<p>命寺地区、野間地区及び丹生地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は米や麦を栽培する認定農業者で、申請地では米、麦、ニンニクの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約1,866a となります。</p> <p>25ページです。配分替の案件です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は備後地区に位置した農地であり、現地はニラが栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で集積済農地の配分先を変更します。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地ではニラの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は同時申請分を併せて約134a となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に26ページ 4号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人については議案の通りです。証明内容は1979年頃から畜舎として利用していたとのことです。現地調査報告です。申請地</p>

	<p>は、大分市立野津原中学校より南西へ約740mに位置した農地であり、現地は畜舎として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1952年頃より原野化してしまったとのこと。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南西へ約1.5 kmに位置した農地であり、法面や竹林に囲まれていることより日照条件が悪く、隣接法面より雨水も流入してくることから農地として復旧しても継続して利用することが困難であると見込まれます。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ27ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は2002年頃から耕作放棄により山林化したとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立河原内保育所より北西へ約1.9 kmに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p>

	<p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1971年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より東へ約1.1 kmに位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、28ページ 第5号議案租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>被相続人の方がお亡くなりになり、長男が相続したというものです。申</p>

	<p>請地については議案の通りで、5筆について納税猶予の適格者であるとの証明が申請されました。現地調査報告です。1筆はカキ、ナス、トマト、1筆はスイカ、トマト、サトイモ、クリ等、2筆はカキ、キンカン、トマト、1筆はモモ、カキ、ミカン、レモンが栽培されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、相続税の納税猶予特別措置について、申請者に対して適格者の証明は発行相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は承認します。</p> <p>それでは次に、29ページ 第6号議案 空き家に付属した農地指定の解除について審議します。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、所有者については議案の通りです。解除の理由です。当該農地に付随する空き家を取得する者が、譲受人となる農地法第3条許可申請がなされたためです。議案は3ページ 4番の案件です。令和4年6月10日の定例総会において、空き家に付属した農地に指定しましたが、今回農地法第3条が申請されたため農地の指定を解除するものです。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、指定を解除することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は空き家に付属した農地指定を解除することとします。</p> <p>次に30ページからの第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>まず30ページから32ページです。農地法第3条の3届出で、相続により所有権移転したとの届出が、合計で4件出ています。</p> <p>次に33ページと34ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で5件出ています。</p> <p>次は35ページから39ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で66件出ています。</p> <p>最後は40ページから42ページです。農地法第18条第6項通知で、利用権の双方合意での解約の通知が、合計で4件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>その他協議事項について、協議をお願いします。</p>

	<p>内容は換地計画同意書の発行についてです。団体営農地耕作条件改善事業として、松岡の北鼻地区において土地改良事業が実施されています。約200ヘクタールの区画整理ですが、中間管理機構を通じたの売買の場合は、農業委員会が実務を行うことになっており、今回地区の委員さんにご尽力いただき、それぞれの地権者との話がまとまったところです。基盤整備の工事はすでに完了しており、今後は換地計画書を作成し、認可申請書を県知事に提出することとなります。この申請書には関係農業委員会の同意書添付が義務付けられています。スケジュールとしては、7月5日に権利者会議が開催され、大分市長から大分市農業委員会に換地計画の同意の依頼がありました。7月中旬に県へ認可申請書を提出し、公告縦覧等の手続きを経て、9月中に法務局へ登記申請書を提出し、年内には登記完了予定です。このことから、換地計画同意書の依頼があった場合は、事務局で換地計画同意書の発行手続きをしてよろしいか協議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、換地計画同意書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、発行手続きをお願いします。</p> <p>他に何かありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、これで第16回定例総会を閉会します。</p>